

国立大学法人東京農工大学役員退職手当規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学役員退職手当規程を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第52条の規定に基づき、東京農工大学の役員(非常勤の役職の役員を除く。以下同じ。)が退職(解任及び死亡を含む。以下同じ。)した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。</p> <p>第2～6条 (略)</p> <p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)</p> <p>第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、次の各号に掲げる支給率を合計した支給率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 役員として引き続いた在職期間を国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第8条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率</p> <p>(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第50条の2の規定に基づき、東京農工大学の役員(非常勤の役職の役員を除く。以下同じ。)が退職(解任及び死亡を含む。以下同じ。)した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。</p> <p>第2～6条 (略)</p> <p>(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)</p> <p>第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、次の各号に掲げる支給率を合計した支給率を乗じて得た額に、<u>国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下「職員退職手当規程」という。)第7条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額</u>とする。</p> <p>(1) 役員として引き続いた在職期間を職員退職手当規程第8条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率</p> <p>(2) (略)</p>	

附 則(経規程第31号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。